

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の県税に係る賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収事務
②事務の概要	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <p>・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法第三章の地方税法特別税の賦課徴収又は地方税法特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <p>1. 納税者からの申告等による課税業務 2. 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務 3. 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務</p>
③システムの名称	税務システム、国税連携システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課徴収等特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の24の項及び132の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号)第16条及び第72条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二の38の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1420
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県総務部税務課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-1420

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 鷲見 正己	税務課長 村田 嘉子	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税特別税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 納税者からの申告等による課税業務 2. 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務 3. 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税特別税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 納税者からの申告等による課税業務 2. 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務 3. 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務 	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び89の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条 	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに別表第一の24の項及び132の項 	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二の28の項	・番号法第19条第8号及び別表第二の38の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和5年4月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月3日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。
令和5年4月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月3日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたりません。